

【認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）】

1 通院介助を行う場合の費用の徴収について

利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院であるにも関わらず、利用者から通院介助に伴う付添い費用を徴収している事例がありました。協力医療機関及び利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院に係る介助は、事業所の提供すべきサービスに含まれると解されることから、今後はこれらの付添い費用について徴収しないよう、適切な取扱いをお願いします。徴収の可否については、以下の表を参考にしてください。

	人件費	燃料費	交通費
① 協力医療機関への通院	×	×	×
② 利用者が生活するにあたり必要と考えられる通院	×	×	×
③ 医師が必要と認める回数を超える通院	○	○	○
④ 利用者の希望による医療機関への通院	○	○	○

※ 「人件費」は、車を運転している移動中は算定できないので、注意すること。

※ 「燃料費」は、単価等（例：1キロメートル当たり△円）を設定すること。

※ 「交通費」は、公共交通機関（電車、バス、タクシー等）の実費相当額とすること。

※ ③及び④の時間中の者については、人員基準上の介護従業者として算定できないので注意すること。

2 緊急時等の対応について

利用者に病状の急変が生じ救急搬送が必要となり、介護従業者等が救急車に同乗したり引き続き医療機関内での付添いをしたりした場合の人件費等については、介護報酬に含まれないと解釈されることから、事業所においてあらかじめ人件費の単価や徴収する範囲等を定め、利用者及びその家族から同意を得ていれば、その費用を徴収することができます。なお、費用を徴収している時間中の者については、人員基準上の介護従業者として算定できないので注意してください。また、当該費用について、必ず徴収しなければならないものではないので、各事業所での実態を踏まえた上で、徴収の実施については適切な判断をお願いします。

3 個別的な買い物等の代行について

利用者の希望により、利用者が同行せずに職員のみで行う買い物等の代行に係る費用について、徴収の可否については、以下の表を参考にしてください。

	品代	人件費	燃料費	交通費
① 事業所において通常想定している範囲の店舗に係る買い物等の代行に要する費用	○	×	○	○
② 事業所において通常想定している範囲の店舗以外に係る買い物等の代行に要する費用	○	○	○	○

※ 「燃料費」は、単価等（例：1キロメートル当たり△円）を設定すること。

※ 「交通費」は、公共交通機関（電車、バス、タクシー等）の実費相当額とすること。

※ ②の時間中の者については、人員基準上の介護従業者として算定できないので注意すること。

※ 通常、事業所において全ての利用者に一律に提供する物や、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）を提供する上で必要となる物については対象外となるので注意すること。

4 行政機関に対する手続等の代行について

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等（郵便、証明書の交付申請等）について、利用者本人又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者本人及びその家族の同意を得た上で、代行することとなっています。特に要介護認定の申請が行われていない場合は、本人の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう、必要な援助を行ってください。また、要介護認定の更新の申請についても、有効期間が終了するおおむね30日前にはなされるよう、必要な援助を行ってください。利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行に係る費用については、徴収することができませんので、注意してください。

5 その他徴収不可な費用の例

- ・ あいまいな名目による費用（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金、運営費 等）
→ 費用の内訳を明らかにする必要あり。
- ・ 権利金、入会金 等
→ 老人福祉法の一部改正により、平成24年4月以降、徴収できません。（家賃、敷金等は徴収可。）
- ・ 共用の洗剤、石鹸、シャンプー、トイレトペーパー 等
→ 一律に利用者全員に提供するものであるため。
- ・ 医学管理料 等
→ 基本方針において、一般的な薬の管理等については「その他の日常生活上の世話」であり、保険給付の対象に含まれるため。
- ・ 機能訓練に係る教材費、材料費 等
→ 機能訓練の一環として行われる活動に関するものは事業所が負担すべきであるため。
- ・ 福祉用具（車椅子、歩行器、杖、介護ベッド 等（個人の希望で利用する場合を除く。））
→ アセスメントの結果、利用者の処遇上、必要と判断した場合は、事業者の負担により介護サービスの一環として提供するものであるため。
- ・ 寝具類（ベッド、マット、シーツ、布団、タオルケット 等（個人の希望で利用する場合を除く。））
→ 処遇上必要なものであるため。
- ・ 寝具リース代（ベッド、マット、シーツ、布団、タオルケット 等（個人の希望で利用する場合を除く。））
→ 処遇上必要なものであるため。※利用者とリース業者の間で直接リース契約を締結する場合も不可
- ・ 寝具クリーニング代、洗濯代（シーツ、布団、タオルケット 等）
→ 処遇上必要なもののクリーニング代、洗濯代となるため。
- ・ 失禁シーツ、防水シーツ代、エアマット、体位交換用クッション 等（個人の希望で利用する場合を除く。）
→ 処遇上必要なものであるため。
- ・ 居室内備品（エアコン 等）
→ 処遇上必要なものであるため。